

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度五輪通拡幅に係る概略検討業務
発 注 課	まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課
選 定 事 業 者	中央コンサルタンツ株式会社 札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、令和4年5月12日及び13日に開催した五輪通道路拡幅に係る説明会（以下、「説明会」という。）での意見を踏まえた道路線形を検討するものであるが、業務履行業者を選定するにあたり、以下の条件を満たす必要がある。 (1) 地域の状況を熟知していること 道路線形を再検討する際には、五輪通沿線の土地利用状況及び交通状況等を熟知している必要がある。 (2) 関係機関と早急に調整する能力があること 本業務を遂行するにあたり、過去の関係行政機関[北海道公安委員会、北海道庁、道路管理者（市・国）、河川管理者（市）、公園管理者（道）、自衛隊]との協議内容を踏まえることが重要となることから、これまでの協議経緯と業務への深い理解を持ったうえで多くの関係行政機関と早急に調整する能力が必要である。 (3) 早期に再検討結果を整理する能力があること 本業務は、説明会での意見を踏まえ道路線形の再検討を行うものであり、早期に再検討結果を整理し拡幅の影響等を沿線地権者に示す必要があることから、これまでの検討経緯等の深い理解を持った上で早急に再検討を行う能力が必要である。 (4) 五輪通拡幅検討に係る過年度発注業務に精通していること 本業務は、過年度に建設局土木部が公募型企画競争入札（プロポーザル方式）により発注した「五輪通道路予備検討業務（平成30年度）」及び特定随意契約により発注した「3・4・95五輪通（平岸通～国道453号間）道路予備修正検討業務（令和2年度）」（以下、過年度業務）の検討内容及び調整事項を前提として検討を行うものであることから、過年度業務に精通している必要がある。 過年度業務の受託業者である上記業者は、上記条件を満たす唯一の業者である。 この業者に委託することで、業務を円滑に遂行できるだけでなく、改めての打合せ及び資料収集等が不要であるため、経費の節減も図られる。 以上により、上記業者を選定することとしたい。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年8月8日